

認定通関業者の認定について

下記のとおり認定通関業者を認定したので、関税法第79条第4項の規定に基づき公告する。

1. 通関業者名 東洋埠頭株式会社
(法人番号)7010001034865
英 名 TOYO WHARF & WAREHOUSE CO.,LTD.
所 在 地 東京都中央区晴海一丁目8番8号
2. 関税法第7条の2第1項に規定する特例委託輸入者からの依頼を受けて同条第2項に規定する特例申告に関する業務を行う予定の営業所の名称及び所在地

別紙のとおり

3. 関税法第67条の3第1項第2号に規定する特定委託輸出者から依頼を受けて同条第1項に規定する特定委託輸出申告に関する業務を行う予定の営業所の名称及び所在地

別紙のとおり

4. 認定年月日

令和4年3月11日

令和4年3月11日 東京税関長 諏訪園 健司

(別紙)

東京支店	東京都大田区東海六丁目 1 番 5 号
川崎支店	神奈川県川崎市川崎区扇町 1 3 番 1 号
東扇島支店	神奈川県川崎市川崎区東扇島 2 7 番 1 号
東扇島支店 コンテナターミナル営業所	神奈川県川崎市川崎区東扇島 9 2 番地
鹿島支店	茨城県神栖市東深芝 2 番地 3
大阪支店通関営業所	大阪府大阪市此花区北港白津 1 丁目 9 - 7 2
博多支店	福岡県福岡市博多区沖浜町 5 番 3 3 号
志布志支店	鹿児島県志布志市志布志町志布志 3 2 6 7 番地 1